

各指定障害児通所支援事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長 菱田 彰
(公印省略)

**「令和 5 年度障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助金」
の交付申請及び送迎時の安全対策の推進について（依頼）**

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の事業について、令和 5 年度に補助金を交付申請する事業所におきましては、下記により交付申請書類の御提出をよろしくお願いいたします。

また、これから夏季を迎え、熱中症のリスクが高まることが危惧されることを踏まえ、送迎を実施している事業所におかれましては、当補助金を御活用の上、可能な限り早期に安全装置を設置いただくとともに、下記のとおり送迎時の安全管理を徹底いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 令和 5 年度障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助金の交付申請

1 交付申請書類の提出

(1) 電子データの提出

別添の令和 5 年度障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付申請書のエクセルファイルを御作成の上、見積書（写し）等の添付書類と併せて下記の「東京共同電子申請・届出サービス」に御提出ください。

東京共同電子申請・届出サービス 補助金交付申請受付フォーム リンク
<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=R5BusApply>

なお、添付書類の電子データ化が困難な場合は、下記の送付先に紙面資料による提出も可能です。

(2) 押印書類等の提出

送付された電子データにて申請内容を審査し、修正の有無を御連絡します。

ア 修正が必要な場合

都からの指示に従い、上記受付フォーム又は別途都が指定するメールアドレス宛てに電子データの再提出をお願いします。

イ 修正が不要な場合（申請内容に不備がない場合）

都から全ての書類に不備がない旨の連絡を受けた後は、以下の3点を送付してください。

① 第1号様式（1枚目のみ）
※要押印

別記第1号様式 令和 年 月 日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地

法人名
代表者職・氏名 印

令和5年度障害児通所支援事業所における送迎バス等
安全対策支援事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり申請します。

記

1 事業所名

2 申請額 金

(添付書類)

第1号様式(1)-1 所定書類書
第1号様式(1)-2 所定書類書内訳書
第1号様式(1)-3 国庫補助対象の所定書類書内訳書
第1号様式(2) 事業計画書
第1号様式(3) 各事業の詳細
第1号様式(4) 誓約書
歳入歳出予算書抄本
その他各事業の実施内容が確認できる書類

担当部署		
担当者名		
連絡先	電 話	
	e-mail	
	書類送付先	

② 印鑑証明書



③ 歳入歳出予算書抄本
又は収支計算書 **※要押印**

参考様式 事業所名

歳入歳出予算書抄本

1 歳入の部 (単位:円)

区 分	予算額	備 考
東京都補助金		
自己資本		
寄付金その他の収入額		
合 計		

2 歳出の部

区 分	予算額	備 考
送迎バス等の子供の置き 去り防止		
送迎バス等以外の置き去 り等の事故防止		
合 計		

本書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

法人名

代表者職・氏名 印

【押印書類等の送付先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎31階中央
東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当
角田、眞田宛て

※ 令和5年7月1日から組織名が「福祉保健局」から「福祉局」へ変更となります。

2 提出期限

(1) 電子データ

令和5年7月14日（金曜日）

(2) 押印書類

都から連絡を受けてから **2営業日以内に発送**してください。

3 留意事項

- (1) 安全装置の義務付けの対象となる車両や、国土交通省が策定する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置の要件については、別添の「国説明会資料（抜粋）」を御確認ください。
- (2) ガイドラインに適合する安全装置は、以下こども家庭庁のウェブサイトを御確認ください。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

(3) 令和5年5月24日付事務連絡にて御依頼しました「令和5年度障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助金の事前調査」で御回答いただいた内容と、交付申請の内容が一致していなくても差し支えありません。

また、事前調査に回答していない場合でも、交付申請は可能です。

※ いずれの場合も東京都への連絡は不要

(4) 令和4年度の同補助金の交付を受けた事業所でも、令和5年度の補助金交付申請は可能です。申請に当たっては、別添FAQを御確認ください。

4 当補助金の交付スケジュール（予定）

別紙「交付スケジュール（案）」のとおり

5 問合せ方法

本事業に関してのお問合せは、下記の間合せフォームで受け付けております。

なお、お問合せの際は、事前に別添FAQを御確認いただくよう、お願いします。

【問い合わせフォーム】

障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助について

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1674784216504>

第2 送迎時の安全管理の徹底について

1 安全装置の装備について

先日御協力いただいた調査では、安全装置の装備を義務付けられた送迎車両のうち、約6割超が令和5年6月末までに装備が完了しない旨、御回答をいただいております。

これから夏季を迎え、熱中症のリスクが高まることを危惧されることを踏まえ、安全装置未装備の送迎車両につきましては、可能な限り早期の装備に着手していただくよう、お願いいたします。

2 安全装置以外の対策について

安全対策は、複数の予防策を組み合わせることが効果的であるため、添付資料及び以下の講習会動画を参考に、安全装置以外の対策についても、あわせて講じるよう、お願いいたします。

【添付資料】

令和4年10月の「子供のバス送迎・安全対策講習会第1回」からの抜粋資料
(すぐに取り組める安全対策の御紹介)

資料は、以下の東京都福祉保健局のウェブサイトにも掲載しています。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/kodomo_bus_anzen.html

【講習会動画】

第1回（令和4年10月公開）：<https://youtu.be/ZoJXS06wk0Y?t=667>

第2回（令和4年11月公開）：<https://www.youtube.com/watch?v=HAafptTrUnE>

【担当】

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当

担当者 角田（スミダ）、眞田（サナダ）

電話番号 03（5320）4380（直通）

※令和5年7月1日から組織名が「福祉保健局」から「福祉局」へ変更となります。